

(公財) 埼玉県サッカー協会

3級審判員昇級審査会実施要綱 (2025年度)

- 趣 旨 3級審判員として審判に対する知識・技能・態度を有し、県内の審判活動に積極的に参加できる者を選考する。
- 主 催 公益財団法人埼玉県サッカー協会審判委員会
- 主 管 公益財団法人埼玉県サッカー協会審判委員会 登録普及部会
- 日程及び会場 別表を参照のこと。
- 審査方法 各市町サッカー協会審判部長、各種団体、連盟審判部長（以下「市町協会等審判部長」という）及び埼玉県サッカー協会審判委員会の各部会（以下「各部会」という）並びにインストラクターから推薦された者を次の方法により審査する。なお、各部会から推薦された者については、6. 受験資格（2）は問わないこととする。

◆書類及び推薦書データによる審査（第1次審査）

- ・受験希望者は、「①審判手帳のPDFデータ」または「②インストラクターレポート」を推薦者に提出する。
- ・推薦者は、受験希望者から提出された①または②をもとに「③ 推薦書（SFAのHPに掲載されたURLから電子入力）」を作成する。
- ・推薦者は、書類 ①または② を下記8のメールアドレスに提出する。（電子メール）

◆事前講習会

- ・受験希望者は、KICKOFFシステムから「事前講習会」および「昇級審査会」に申し込みを行う。
 - ・昇級審査会の受講前に、「事前講習会」の受講を済ませる。
 - ・「事前講習会」はweb会議システムを利用して開催する。
- ※事前講習会は競技規則改正がない限り、複数回受講する必要はありません。
- 例1) 第1回(4月)に受講を済ませたが、昇級審査会で不合格となった場合。
→事前講習会の受講をせずに、第2回昇級審査の再受験可。第3回昇級審査会は、改正後の競技規則による事前講習会の受講が必要。
- 例2) 第3回(10月)に受講を済ませたが、体調を崩して昇級審査会を受験できなかった場合。
→第4回、次年度第1回～第2回は事前講習会の受講をせずに昇級審査の再受験可。次年度、第3回の昇級審査会の受験には、改正後の競技規則による事前講習会受講が必要。

◆昇級審査会（第2次審査 兼 昇級審査）

第1次審査を通過した者（最大30名）を対象に昇級審査会を実施し、以下の試験を行う。

- ①筆記試験→80点以上合格
- ②体力テスト 75M走・25M歩×24→75M走 25秒・25M歩 30秒以内合格

◆合否の決定

- ・埼玉県サッカー協会審判委員会にて、第2次審査の結果をもとに決定する。

6. 受験資格

次の各号に該当している審判員とする。

- (1) 2025年度の審判登録料を納入済みで、埼玉県サッカー協会所属の4級審判員（第二審判登録を除く。）であること。
- (2) 4級審判員資格保持者で、以下基準を満たしたもの。
 - ◎審判実績またはインストラクターレポートで判断する。
 - 審判実績主審5試合（同一チーム内の紅白戦や前後半のない試合は認めない）を超えていること。また審判実績のカウントについては、以下の①～③の規定に従う。

- ① 競技時間が60分以上の試合を1試合の審判実績としてカウントする。
- ② 競技時間が40分以上60分未満の試合は、0.5試合の審判実績としてカウントする。
- ③ 1日につき2試合分までを審判実績として審査の対象とする。

または

- 審判インストラクターによるインストラクターレポートが提出されたもの（練習試合可）

- (3) 前号(1)(2)の定めにかかわらず、国民体育大会本大会及び天皇杯 JFA 全日本サッカー選手権大会、関東社会人リーグ、関東大学リーグ等で選手や指導者として顕著なサッカー歴を有すると認められた者については、4級審判員資格の有無等を問わない。（以下、「特例コース」という。）
- (4) 前号(2)の定めにかかわらず、当該年度において埼玉県社会人リーグ1部2部、3部に所属しているチームの4級審判資格保持者は、実績は問わない。

7. 審査費用 および 登録費用

第2次審査兼昇級審査会の受験者は、審査料として1,500円を納入する。ただし、ユース（18歳以下）の審査料は1,000円とする。
合格した受験者は、日本サッカー協会及び埼玉県サッカー協会の規程に従って、登録費を納入することで、3級審判員として登録される。

- ※ 4月・6月・10月の昇級審査に合格された方は、手続きが終了次第、当該年度から3級審判員として登録されます。
- ※ 2月の昇級審査に合格された方は、翌年度から3級審判員として登録されません。

8. 第1次審査書類提出先及び推薦書データ送信先（問い合わせ）

（公財）埼玉県サッカー協会 審判委員会 登録普及部会

sfa-touroku-hukyu-3rd@googlegroups.com

* 書類の郵送を希望される方には、メールにて送付先をお知らせいたします。